

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

事業用資産、インフラ資産及び物品の貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、昭和 59 年度以前に取得した道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。また、取得価額が不明な又は無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地についても備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産

取得原価により計上しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

取得原価により計上しています。ただし、時価のあるものは、時価が著しく下落したときは回復の見込みがある場合を除き時価で評価するものとし、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、発行会社の財政状況等により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行うこととしています。

① 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格により計上しています。

② 市場価格のないもの

市が保有する外郭団体等の株式及び出資金等を取得原価により計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等

評価基準は原価法、評価方法は先入先出法

② 販売用土地

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法により減価償却を行っています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 2 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法により減価償却を行っています。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不納引当金

市税、使用料等の未収金及び長期延滞債権の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、過去 3 年の実績等により不納欠損実績率を算定し、年度末の未収金

額を乗じた額を不納欠損引当金として計上しています。また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。

なお、徴収不能引当金は、長期延滞債権分として計上しています。

貸付金のうちの一部については、返済免除又は減免となる可能性があるため、過去3か年の実績等により貸倒実績率を算定し、年度末の貸付金額を乗じた額を貸倒引当金として計上しています。また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。

② 退職手当引当金

在籍する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を退職手当引当金として計上しています。ただし、一部の連結対象会計においては、退職手当を支給する場合、一般会計が負担しているため引当金を計上していません。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、12か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、郡山市公金預金取扱要項において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としていいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象会計については当該連結対象会計の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

該当事項はありません。

(2) 重大な災害等の発生

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

区分	令和4年度（2022年度）末
一般会計	—
特別会計	—
公営企業会計	—
下水道事業会計	
水洗便所改造資金利子補給金 （平成30年度貸付分）損失補償 （令和元年度貸付分）損失補償 （令和2年度貸付分）損失補償 （令和3年度貸付分）損失補償 （令和4年度貸付分）損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額
農業集落排水事業会計	
水洗便所改造資金利子補給金 （平成30年度貸付分）損失補償 （令和元年度貸付分）損失補償 （令和2年度貸付分）損失補償 （令和3年度貸付分）損失補償 （令和4年度貸付分）損失補償	融資元本の最終償還期限後、契約に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額に相当する額
合計	—

(2) 係争中の訴訟等

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
公共用地先行取得事業特別会計	特別会計	全部連結	—
荒井北井土地区画整理事業特別会計	特別会計	全部連結	—
富田第二土地区画整理事業特別会計	特別会計	全部連結	—
伊賀河原土地区画整理事業特別会計	特別会計	全部連結	—
徳定土地区画整理事業特別会計	特別会計	全部連結	—
大町土地区画整理事業特別会計	特別会計	全部連結	—

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	特別会計	全部連結	—
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	特別会計	全部連結	—
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
駐車場事業特別会計	特別会計	全部連結	—
総合地方卸売市場特別会計	特別会計	全部連結	—
熱海温泉事業特別会計	特別会計	全部連結	—
工業団地開発事業特別会計	特別会計	全部連結	—
水道事業会計	公営企業会計	全部連結	—
簡易水道事業会計	公営企業会計	全部連結	—
下水道事業会計	公営企業会計	全部連結	—
農業集落排水事業会計	公営企業会計	全部連結	—
郡山地方広域消防組合	一部事務組合	比例連結	73.8%
福島県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	15.4%
福島県市民交通災害共済組合	一部事務組合	比例連結	21.9%
福島県市町村総合事務組合消防補償等特別会計	一部事務組合	比例連結	7.3%
郡山地方土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
公益財団法人郡山市文化・学び振興公社	第三セクター等	全部連結	—
公益財団法人郡山市観光交流振興公社	第三セクター等	全部連結	—
公益財団法人郡山市健康振興財団	第三セクター等	全部連結	—
公益財団法人郡山コンベンションビューロー	第三セクター等	全部連結	—
郡山駅西口再開発株式会社	第三セクター等	全部連結	—
社会福祉法人郡山市社会福祉事業団	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合及び広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

財務諸表作成基準日（令和 5 年 3 月 31 日）時点において、歳入予算に計上されているもの又は売却の公募を行っているものを対象範囲としています。

資産種別	売却可能価額	貸借対照表における簿価
事業用資産（土地）	133,426 千円	133,426 千円

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。